

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室⁹⁴〕印紙税その12

印紙税の還付制度について

Q 誤って納付した印紙税の還付は可能でしょうか。

A 契約書や領収書などの課税文書に、誤って過大な金額の収入印紙を貼ってしまったり、不課税文書に誤って貼ってしまった場合には、印紙税の過誤納金として還付してもらうことができます。

還付の対象となるのは次の場合です。

請負契約書や領収書などの印紙税の課税文書に貼り付けた収入印紙が本来の課税金額より過大となっているもの

例) 印紙税額が1万円のところ、2万円の収入印紙を貼ってしまった

委任契約書等で印紙税の課税文書に該当しない文書に、誤って収入印紙を貼りつけたもの

例) 課税対象でない建物の賃貸借契約書に収入印紙を貼ってしまった

印紙税の課税文書に収入印紙を貼ったが文書を使用する見込みがなくなったもの

例) 契約書を作成したが内容に不備があり再作成することになった

注 契約締結前であることが前提。先方と当方が署名押印すると契約が締結されたものとなり還付不可

収入印紙は印紙税の納付のみでなく、登録免許税や国への手数料の納付にも利用されています。したがって例えば登録免許税や特許手数料などを納付するために収入印紙を貼り付けた場合には、たとえ誤って貼りつけた場合でも印紙税法による還付の対象とはなりません。

還付を受ける場合には、まず、印紙税について過誤納の事実があることについて所轄税務署長の確認を受けなければなりません。それには、「印

紙税過誤納確認申請書」を納税地の税務署長に提出するとともに、印紙税が過誤納となっている文書を提示することが必要です。この場合の納税地は、文書の種類や記載内容などによってそれぞれ異なる場合があります。

「印紙税過誤納確認申請書」の用紙は税務署に用意してあります(国税庁ホームページから入手することもできます)。したがって、印紙税の過誤納金の還付を受けようとする人は、印紙税が過誤納となっている文書と印鑑(法人の場合は代表者印)を税務署に持参すればよいようになっています。税務署長は、提示された文書について印紙税の過誤納を確認した場合、その文書に貼られている印紙に「過誤納処理済」等と表示した印を押して返戻するほか、過誤納金を還付することになります。この場合、還付は現金を直接渡すことはしないで、銀行口座振込あるいは郵便局を通じて送金となるため、受け取るまでに若干の日数がかかります。

印紙税を含めた国税に係る過誤納金の国に対する請求権は、その請求することができる日から5年を経過することによって消滅します(国税通則法第74条第1項)。

したがって、還付についての確認申請書及び過誤納の事実を証するために必要な文書その他の物件を全て備えて納税地の所轄税務署長に提出及び提示した時を基準として、5年を経過しているかどうかにより判断することになります。

請求することができる日とは、例えば印紙納付の方法であれば印紙を貼りつけた日です。5年を経過すると還付請求はできなくなりますので注意が必要です。

〔参考〕収入印紙の交換制度

汚損し又は毀損(きそん)されていない収入印紙は、郵便局で1枚につき5円の手数料を支払うことにより他の額面の収入印紙と交換することができます。

なお、収入印紙を現金に交換することはできませんのでご注意ください。

(税制委員会：二木正文、忠地祐一、川窪光弘
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会松本支部)